

和光市国際化推進懇話会について

1 和光市国際化推進懇話会

和光市国際化推進懇話会（以下「懇話会」という）は、市が設置要綱に基づき設置した、附属機関的な役割を担っています。

◆ 任 期：平成27年10月2日から平成29年10月1日（2年間）

◆ 会議回数：今年度に3回を予定しています。

◆ 任期における議題

第二次和光市国際化推進計画の中間見直しについて

平成23年3月に、10年間の計画として第二次和光市国際化推進計画を策定し、今年度、この計画が策定から5年経過することに伴い、平成27年度中に、本計画の中間見直しを行います。施策の体系などの変更はしませんが、施策に紐付く取組内容等についての見直しについてご協議をお願いします。

平成28年1月までに会議を3回実施し、第二次和光市国際化推進計画（改訂版）素案を作成します。この素案を広く市民に周知し、市民から意見を求めるため、平成27年12月～平成28年1月頃にパブリック・コメントを実施します。その結果を踏まえ、平成28年3月中に改訂版の計画を策定したいと考えています。

◆ 調査、研究及び審議

任期内において、協議内容と結果について報告書を市長に提出していただきます。

◆ 会長の役割

和光市国際化推進懇話会設置要綱第5条第2項の規定「会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。」により、和光市国際化推進懇話会会議の進行とまとめ役を担っていただきます。なお、会議の進行をより円滑に行うための協力として、会議前に事務局と打ち合わせを行っていただく場合があります。

2 市(執行機関)

懇話会の提言やパブリック・コメントを十分考慮したうえで、自己の責任と判断で国際化推進の方向性等を決定します。

3 事務局(人権文化課文化国際担当)

懇話会の運営を総合的に支援する役割を担っています。必要な情報の提供や各種資料の作成等を行います。審議の過程において、市(執行機関)としての対応や見解を問われた場合には、国際化推進懇話会の自主性を尊重するため、その時点での回答は差し控えさせていただくことになります。

4 施策・事業の所管課

計画に基づいた国際化推進施策を実施し、状況を報告します。

相関図

